

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和5年5月11日(2023.5.11)

【公開番号】特開2022-107369(P2022-107369A)

【公開日】令和4年7月21日(2022.7.21)

【年通号数】公開公報(特許)2022-132

【出願番号】特願2021-2279(P2021-2279)

【国際特許分類】

H 02 H 7/20(2006.01)

10

B 60 R 16/02(2006.01)

【F I】

H 02 H 7/20

B 60 R 16/02 6 4 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和5年4月28日(2023.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

AND回路40は、基準電位が第2電位P2である駆動回路Hi用の出力電圧を出力閾値と比較する。AND回路40は、2つの出力電圧の少なくとも一方が出力閾値未満である場合、基準電位が第2電位P2である出力端の電圧をゼロVに調整する。この場合、スイッチ回路Jiにおいて、回路抵抗51を介して電流が流れない。従って、サブスイッチ50について、基準電位がエミッタの電位であるベースの電圧は、ゼロVであり、一定電圧未満である。結果、サブスイッチ50はオフである。

【手続補正2】

30

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

AND回路40は、2つの出力電圧の両方が出力閾値以上である場合、基準電位が第2電位P2である出力端の電圧を正の所定電圧に調整する。この場合、電流は、回路抵抗52, 51、第2導線W2及び導体Gの順に流れる。これにより、回路抵抗51において電圧降下が生じるので、サブスイッチ50について、基準電位がエミッタの電位であるベースの電圧は、一定電圧以上である。結果、サブスイッチ50はオンである。AND回路40がスイッチ回路J1, J2のサブスイッチ50をオンに切替えた場合、基準電位が第2電位P2である駆動回路H1, H2の入力電圧をゼロVに低下する。AND回路40は低下回路として機能する。

【手続補正3】

40

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0146

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0146】

調整回路30では、AND回路40がスイッチ回路J1のサブスイッチ50をオンに切

50

替えた場合、基準電位が第 2 電位 P 2 である駆動回路 H 1 の入力電圧をゼロ V に低下する。前述したように、入力閾値はゼロ V を超えている。結果、駆動回路 H 1 は、メインスイッチ F 1 をオフに切替える。基準電位差が出力閾値以上である間、メインスイッチ F 1 はオフに固定される。

10

20

30

40

50